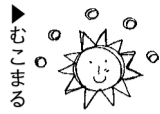


- 平成28年度の国民健康保険料……………2面
- 平成28年度の介護保険料……………3面
- 気軽に立ち寄れる、親しみやすい庁舎に…4面
- くらしの情報……………5～7面
- 市民の情報掲示板……………7面
- わがまちレガシー……………8面



◎ 向日市民憲章 ◎

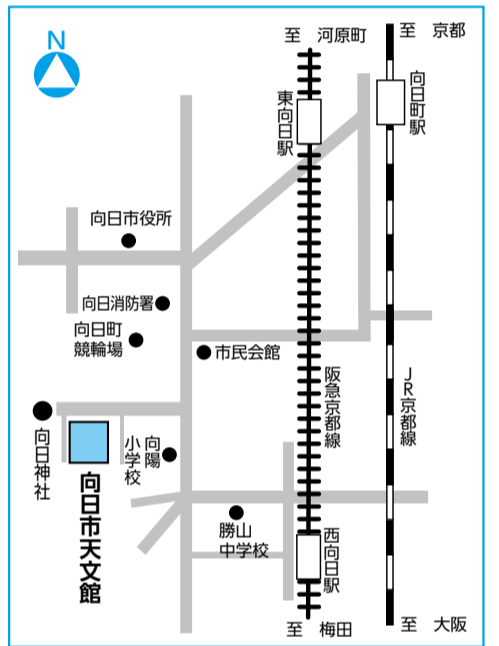
- 1 住みよいまちを力を合わせつくりましょう
- 1 すぐれた教育と文化を育てましょう
- 1 きれいな緑と水と空を守りましょう
- 1 明るいくらしと福祉のまちをきずきましよう
- 1 働くよろこびと心のふれあいを大切にしましよう
- (昭和52年11月3日制定)



天文館で星を探そう

向日市天文館では、皆様に星空の魅力や宇宙の不思議について、親しみを持ってもらうため、講座や観望会を開催します。ぜひお越しいただき、星空の世界を堪能してみてください。

●場所/いずれも天文館



夏の天文教室① プラネタリウムで星を探そう

プラネタリウムの満天に輝く星々から、星座早見盤を使って星座を探します。

- 日時/7月21日(木)、22日(金) 午前11時～11時45分
- 定員/各12人(小学3年生以下は保護者同伴)
- 申込み/6月18日(土) 午前9時30分から、直接または電話で天文館へ。定員になり次第締め切り。
- ※7月21日、22日は午前中のプラネタリウム予約投影を休止します。

夏の星空

夏の夜空といえば、七夕の織姫星と彦星。織姫星はこと座のベガ。彦星はわし座のアルタイル。この2つの星と三角形を作るように輝くのが、白鳥座の尾にあるデネブです。

写真下のさそり座の心臓には、アンタレスという赤い星があり、いて座が弓矢で狙っています。

実際に晴れた夜空を見上げて、ご紹介した星を探してみてください。

天文実験講座A④

- 日時・内容/A④7月27日(水) 太陽系の模型を作ろう
- B④7月28日(木) 星の虹から宇宙を探ろう
- いずれも午前9時30分～正午
- 対象/小学4年生以上各30人
- 参加費/A④500円B④無料
- 申込み/6月18日(土) 午前9時30分から、直接または電話で天文館へ。各回とも定員になり次第締め切り。
- ※7月27日、28日の午前中は参加者以外の入館はできません。

三大惑星を望遠鏡で観望しよう

三大惑星(火星、木星、土星)を望遠鏡で見ませんか。

■①天体観望会「月・惑星と春～夏の星座」■

- 日時/7月9日(土) 午後7時～9時
- ※中学生以下の方は保護者同伴。

□いずれも□

- 申込み/①は6月29日(水)、②は7月20日(水)までに、天文館にある申込書に必要事項を記入の上、郵便はがきを添えて受付へ。往復はがきでも申込み可(①は6月29日、②は7月20日必着)。1枚で5人まで記入可。定員(各40人)を超えたときは抽選。

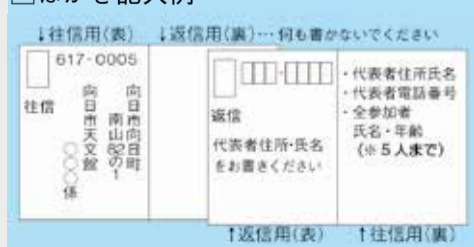
※雨天・曇天時はプラネタリウム室での星空解説のみ。

※両方の観望会に申込みことはできません。

■②夏休み親子天体観望会■

- 日時/7月30日(土) 午後7時30分～8時30分
- 対象/小学生とその保護者

□はがき記入例



※○○○には、「天体観望会」「夏休み親子天体観望会」のいずれかをご記入ください。



プラネタリウム一般投影もご覧ください

ドームいっぱいの迫力ある映像と星空を見てみませんか。開始時刻や投影番組は天文館ホームページをご覧ください。

- 観覧料金/大人200円、小・中学生100円、幼児無料
- ※7月20日～8月31日までの間は平日の投影回数が増え、開始時刻や投影番組が変わります。詳しくは広報むこう平成28年7月15日号でお知らせします。

☎天文館 ☎935 - 3800

～シリーズ国保～ 財政健全化のために② 目ざすは健康づくり、医療費の適正化、保険料収入の確保

特定健診を受けましょう

今回は、特定健康診査について紹介します。医療費の適正化に一番よい方法は、何より皆様が健康であることです。健康を維持できるよう、日頃から適度な運動やバランスのとれた食事を心がけるなど、よりよい生活習慣を心がけましょう。

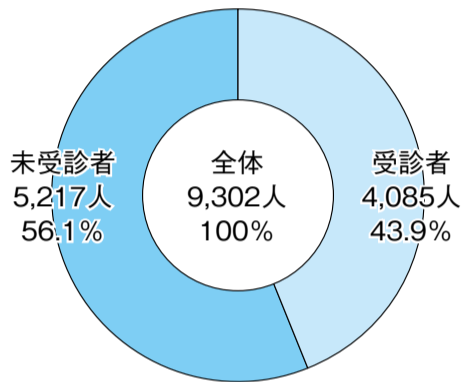
■年に1度は受診を

市では生活習慣病に着目した健康診断として、「特定健康診査」を実施しています。毎年受診していただくことで、健康状態の管理や病気の予防、早期の発見につながりますので、必ず受診しましょう。

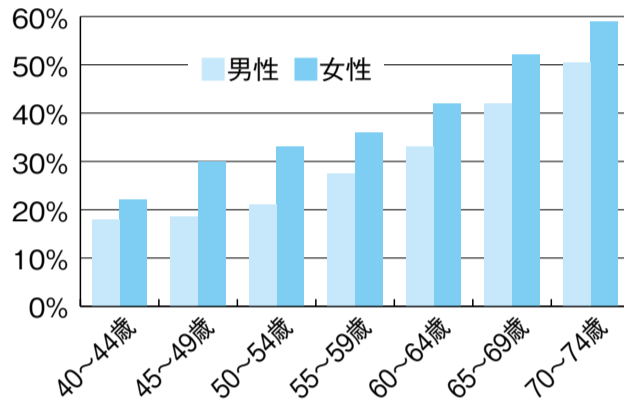
■本市国保加入者の受診状況

平成26年度の特定健康診査の受診率は43.9%で、半数以上の方が未受診です。年代別に見ると、40歳代では約8割、50歳代では約7割が未受診となっています。また、いずれの年代層でも、女性より男性の受診率が低くなっています。

特定健康診査の受診率



年代別受診状況

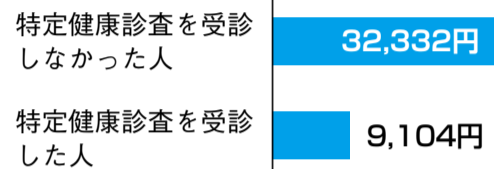


■特定健康診査と医療費

特定健康診査を受診した方と未受診の方の生活習慣病にかかる医療費を調査したところ、未受診の方の医療費は受診した方の医療費に比べ約4倍かかっていることがわかりました。

皆様の健康の維持、家計への負担軽減のためにも、ぜひ特定健康診査などをご利用ください。

生活習慣病にかかる医療費 (1人あたり月額)



※今年度の特定健康診査の受診期間は、7月4日(月)から10月31日(月)までです。受診方法や受付期間などは、広報むこう平成28年7月1日号でご案内します。

☎医療保険課(内線326、332)

平成28年度の国民健康保険料

平成28年度の国民健康保険料は次のとおり決定しました。納付額は、世帯主(納付義務者)の方に6月中旬に納入決定通知書でお知らせします。なお、国保に加入する40～64歳の方がおられる世帯は、医療分と後期高齢者支援分に介護分を合わせた保険料をお支払いいただくことになります。

国民健康保険料

【医療分】

①所得割	6.7%
②均等割	24,840円
③平等割	18,470円
賦課限度額	54万円

【後期高齢者支援分】

①所得割	2.1%
②均等割	8,280円
③平等割	6,160円
賦課限度額	19万円

【介護分】

①所得割	2.0%
②均等割	8,990円
③平等割	5,130円
賦課限度額	16万円

1年間の保険料＝医療分(①+②+③)＋後期高齢者支援分(①+②+③)＋介護分(①+②+③)

○所得割＝前年中の所得から算定 均等割＝被保険者1人につき 平等割＝1世帯につき
○保険料が賦課限度額を超えるときは、それぞれの賦課限度額の合計額が1年間の保険料になります。

■保険料率

今後、医療費の増加や介護保険の納付金の増額が見込まれ、厳しい財政状況下にはありますが、医療分・後期高齢者支援分・介護分の保険料率については、平成27年度と同じに決定しました。なお、今年度の賦課限度額は、医療分54万円(昨年度52万円)、後期高齢者支援分19万円(同17万円)、介護分16万円(同16万円)となります。

■保険料軽減措置の対象世帯の拡大

総所得額金額が一定以下の世帯には均等割・平等割について軽減措置があります。平成28年度についても5割軽減と2割軽減の対象世帯が拡大されました。なお、被保険者でない世帯主の所得や特定同一世帯所属者の所得も判定に含みます。ただし、軽減を受けるには所得の申告が必要となります。

軽減割合	軽減基準所得	
	改訂前	改訂後
5割軽減	前年の世帯の所得合計 ≤ 33万円 + 26万円 × (被保険者数 + 特定同一世帯所属者)	前年の世帯の所得合計 ≤ 33万円 + 26.5万円 × (被保険者数 + 特定同一世帯所属者)
2割軽減	前年の世帯の所得合計 ≤ 33万円 + 47万円 × (被保険者数 + 特定同一世帯所属者)	前年の世帯の所得合計 ≤ 33万円 + 48万円 × (被保険者数 + 特定同一世帯所属者)

※「被保険者数」は、賦課期日現在(4月1日)における人数で判定し、年度途中における被保険者数の増減は考慮しません。ただし、賦課期日後に新規加入された世帯は加入された時点で判定します。

☎医療保険課 賦課収納係(内線325、332)

■国民健康保険料の減免制度

災害などにより生活が著しく困難となられた方で次のいずれかに該当する方は、保険料が減免されます(納期限の7日前までに申請が必要です)。

- ①前年の総所得金額200万円(配偶者または扶養親族1人につき30万円を加算した金額)未満の方で、失業などにより本年の所得見込額が、昨年比べて著しく減少された方
- ②寡婦・夫または障がいのある方などで、前年の総所得金額が180万円以下の方
- ③2級以上の身体障害者手帳、恩給法戦傷病者手帳、被爆者健康手帳をお持ちの方

■特別徴収から普通徴収へ変更できます

これまで保険料に滞納、未納がない方は、申請により、特別徴収(世帯主の年金から保険料を天引き)から普通徴収(口座振替)に変更できます。

■特別徴収とは

- 65歳から74歳の方のみの世帯が、次の要件全てに該当する場合は、特別徴収となります。
 - 年額18万円以上の年金を受給している方
 - 介護保険料を年金から特別徴収されており、介護保険料と国民健康保険料を合算した金額が年金額の2分の1を超えない方

■非自発的失業者の国民健康保険料軽減制度

「倒産・解雇などによる離職(特定受給資格者)」や「雇い止めなどによる離職(特定理由離職者)」をした非自発的失業者の方で雇用保険の求職者給付(基本手当など)を受けている方は、国民健康保険料が軽減されます。ただし、高年齢受給資格者や特例受給資格者の方は対象となりません。詳しくはお問い合わせください。

■後期高齢者医療制度への移行に伴い、国民健康保険料が減額されます

- 国民健康保険に加入している世帯で、後期高齢者医療制度に移行し、国民健康保険の被保険者が1人となる場合には、5年間、世帯別平等割額が半額になります。また、その後3年間は、4分の1を減額します。
- 社会保険などから後期高齢者医療制度に移行することにより、その被扶養者であった65歳以上の方が新たに国民健康保険に、加入することになった場合は申請により減免が受けられます。

平成28年度の介護保険料 (65歳以上の方)

平成28年度の介護保険料は、下表をもとに決定します。保険料の決定通知書は6月中旬にお送りします。

■平成28年度介護保険料額一覧表

段階	対象者	保険料率	保険料額 (年額)
第1段階	○生活保護受給者の方 ○老齢福祉年金受給者で、世帯全員住民税非課税の方 ○世帯全員住民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	基準額×0.45	27,960円
第2段階	世帯全員住民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超120万円以下の方	基準額×0.65	40,390円
第3段階	世帯全員住民税非課税で、第1・第2段階に該当しない方 ※本人が住民税未申告の方を含みます。	基準額×0.70	43,490円
第4段階	世帯の誰かに住民税が課税されているが本人住民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	基準額×0.90	55,920円
第5段階	世帯の誰かに住民税が課税されているが本人住民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超の方 ※本人が住民税未申告の方を含みます。	基準額(1.00)	62,130円
第6段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が125万円以下の方	基準額×1.15	71,450円
第7段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が125万円超200万円未満の方	基準額×1.25	77,660円
第8段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が200万円以上400万円未満の方	基準額×1.55	96,300円
第9段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が400万円以上600万円未満の方	基準額×1.80	111,830円
第10段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が600万円以上800万円未満の方	基準額×2.15	133,570円
第11段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が800万円以上1,000万円未満の方	基準額×2.50	155,310円
第12段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が1,000万円以上の方	基準額×2.85	177,060円

※第1段階については、別枠公費負担による軽減措置後(△0.05)の保険料です。

※年額保険料は基準月額5,177円を基に計算し、端数については10円未満を切り上げています。

■介護保険料の減免■

次の対象に該当し、事情があるときは、介護保険料を減免し、または納付を猶予できる場合があります。納期限の7日前までに申請が必要です。詳しくは、高齢介護課でご相談ください。

●対象

- 65歳以上の方、または65歳以上の方が属する世帯の生計を主として維持する方が、災害により住宅、家財などに著しい損害を受けたとき
- 65歳以上の方が属する世帯の生計を主として維持する方が、死亡、重大な障がいを受け、もしくは長期入院または事業の休廃止、失業などの理由により収入が著しく減少したとき

☎高齢介護課 介護保険係(内線323)



まちの話題

未来担う子どものため 日東薬品が800万円寄付



市は5月17日、日東薬品工業株式会社(上植野町)の北尾哲郎社長から800万円の寄付を受けました。「向日市の未来を担う子どもたちの健やかな成長に役立ててほしい」という趣旨で、平成22年から毎年寄付をいただき、合計で5,600万円になりました。

安田市長は「子どもたちを病気から守ることが大切。予防接種などにご理解をいただき、ありがとうございます」とお礼の言葉を述べ、感謝状と記念品を贈ると、北尾社長は「有意義に使ってほしい」と話しました。

寄付は、Hib感染症などの予防接種費用の助成や、10か月健診時に絵本を配るブックスタート事業などに活用します。

梅雨入り備え水防訓練 土のう積みなど習得



梅雨や台風の集中豪雨の時季を前に、水害から市民の生命・財産を守るため、市と向日市消防団、向日消防署は5月29日、合同の水防訓練を第3向陽小学校で実施しました。向日市消防団と市職員約120人が参加し、土のうを使った2つの工法を習得しました。

訓練は土のうの作り方から始まり、向日消防署員から袋の7~8割程度に土を入れることや袋口の縛り方などの説明を受けた後、消防団と市職員が作りました。

土のうを作り終えると、河川の水位が上昇して越水の危険が発生したことを想定した積土のう工法を学びました。ブルーシートを活用した改良積土のう工法2では、上流から下流へ順番に並べていくことや、土のう同士を密着させるため、結び目の上においていくことを教わり、実践しました。

市税の減免・納税猶予の制度

特別な事情などにより、納期限までに市税を納めることができないときは、事情に応じて、申請することで税金を分納したり、納める期限を遅らせたり、減額することができる制度があります。

制度を適用するには、一定の条件がありますので、税務課までご相談ください。

☎税務課(内線222、223)

福祉医療・重障老人健康管理事業 受給者証・対象者証を更新

現在、有効期限が7月31日(日)までの「福祉医療費受給者証(老・障・親)」「重障老人健康管理事業対象者証(シール)」が8月に更新されます。引き続き受給資格のある方に対して、受給者証は7月下旬に、対象者証(シール)は後期高齢者医療被保険者証に同封して7月中旬にそれぞれお送りします。

更新作業は市が行いますので、現在受給中の方については更新手続き不要です。

□受給対象者

次の条件に該当する方が対象となり、自己負担分を公費で助成します(老人医療は、2割または3割を自己負担)。いずれも本人、配偶者、扶養義務者に所得制限があります。

■老人医療■

65歳以上70歳未満の方で

- ①所得税非課税世帯(世帯員全員が非課税)の方
- ②生年月日が昭和25年8月1日以前で、「一人暮らし」か「老人世帯(60歳以上の方のみで構成される世帯)」の方

■ひとり親家庭医療■

平成29年3月31日現在で満18歳(高校卒業)までのひとり親家庭の児童とその親

■障がい者医療■

満65歳未満の方または満65歳以上で後期高齢者医療の被保険者でない方で

- ①身体障害者手帳1、2級の方
- ②療育手帳A判定の方
- ③身体障害者手帳3級の方で、住民税非課税世帯の方

■重度心身障がい老人健康管理事業■

満65歳以上の後期高齢者医療の被保険者で

- ①身体障害者手帳1、2級の方
- ②療育手帳A判定の方
- ③身体障害者手帳3級の方で、住民税非課税世帯の方

☎医療保険課 福祉医療係(内線334、342)

□ご注意いただきたいこと□

所得状況の不明な方、所得証明書が必要な方については、別途通知文書をお送りします。所得状況などの確認ができない場合は、更新できませんのでご注意ください。

※前年度に所得基準額を超えていたなどで受給対象外となっておられた方も、対象になる場合があります。その場合、7月中に手続きをすると、8月1日(月)から対象になります。申請には、健康保険証、印鑑、身体障害者手帳または療育手帳(お持ちの方のみ)などが必要です。ご確認の上、申請にお越しくください。

気軽に立ち寄れる、親しみやすい庁舎に 市役所東向日別館(仮称)の概要 その①

市では、窓口業務を主体とした市役所機能の一部を、平成30年度の早い時期に、寺戸町の阪急東向日駅近くの複合施設内へ移転する予定です。

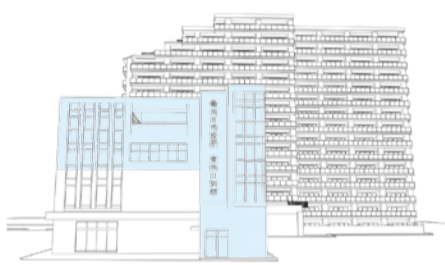
移転先は、イオン向日町店跡地に建設中の複合施設(15階建て)の3、4階事務所スペースで、約1億6,700万円で購入(区分所有権を取得)を予定しています。また1、2階にはスーパーが出店を計画しています。

市役所東向日別館(仮称)は3階(約1,000㎡)と4階(約400㎡)で、延べ約1,400㎡。約130人の職員を配置し、スーパー横に専用エレベーターと階段を、4階には屋上庭園も設置し、駐車場と駐輪場は、スーパーとともに利用できるスペースを確保する予定です。

移転部署は、東向日別館の特徴でもある駅商業施設に隣接する利便性の高さを最大限に生かし、おもに市民の皆様との窓口となる市民課、税務課や福祉関係部門などを対象とします。気軽に立ち寄っていただける親しみやすい庁舎となるよう、今後は移転スケジュールや配置部署などの詳細を、庁舎移転対策本部で検討します。移転する部署や職員数など、具体的な移転内容が決まった時点で、市民の皆様にお知らせします。

市役所本館は、平成30年度以降に耐震補強を施し、継続使用する予定としています。

市役所東向日別館(仮称)のイメージ



▲南側道路から



▲南西交差点から

※外観については今後変更になる場合があります。

☎総務課(内線272)

が市役所部分

少年を非行から守る府民運動

乙訓地区大会

7月の青少年の非行・被害防止全国強調月間に先立ち、設立45周年記念大会を開催します。入場無料。できるだけ公共交通機関でお越しください。



▲少年補導のマーク

●日時/6月25日(土)午前10時～(受付は9時30分～)

●場所/イオンモール京都桂川 3階イオンホール

第1部

○京都府警察音楽隊とカラーガード隊の演奏 など

第2部

○記念式典

○記念講演「薬物乱用防止と身近に忍び寄る大麻」
福本嘉一さん(京都府警察本部刑事部組織犯罪対策第3課指導係 警部補)

○少林寺拳法演武披露(京都向日町スポーツ少年団、立命館大学少林寺拳法部)

第3部

○平安騎馬隊などによる街頭パレード

●主催/乙訓少年補導委員会

☎教育委員会 生涯学習課(内線834)



参加者募集

女性リーダー研修

男女共同参画社会を旨として学習し、地域社会の諸問題に取り組む女性リーダーを養成します。また、各地の女性団体との交流を通じ、女性のネットワークづくりを進めます。

●日程/10月28日(金)～29日(土)

●場所/秋田県秋田市

●研修内容/「日本女性会議2016秋田」への参加
※研修終了後、レポートを提出していただきます。

●応募資格/向日市在住の20歳以上の女性で、次の各項目に該当する方1人

- ①この研修の参加体験を生かし、ジェンダー問題解決の視点で、地域社会の諸問題に積極的に取り組む意欲のある方
- ②研修期間を通じ健康に不安のない方

※定員を超えた場合は、書類により選考します。

●費用/参加費と交通費は、予算の範囲内で市が負担します(宿泊費、食費などそのほかの費用は各自負担)。

●申込み/7月8日(金)までに、申込書に必要事項を記入の上、市民参画課(内線291、市役所本館2階)へ。補助金申請書を記入し、提出していただくため、認め印をお持ちください。申込書は市民参画課窓口にあります。また市ホームページ「申請書ダウンロード」から印刷もできます。参加決定次第、文書で通知します。

市民考古学講座「古代豪族秦氏と長岡・平安京」

桓武天皇は平城京から山背遷都を断行し、生涯二つの都をつくりました。しかし、その場所がなぜ大和から遠く離れた京都盆地北部の地であったのか、現在もその理由はよくわかりません。

講座では、遷都に大きな影響力をもっていたとみられる秦氏をとりあげ、その実像を考古学的に分析し、長岡・平安京の造営背景にせまります。全6回の開催を予定し、第4回までの参加者を募集します。

講座

第1回「古墳からみた秦氏の動向」

●日時/7月16日(土)午後2時～4時

第2回「古代寺院からみた秦氏の動向」

●日時/9月17日(土)午後2時～4時

第3回「京都盆地の自然と秦氏の活動」

●日時/10月15日(土)午後2時～4時

※場所はいずれも文化資料館。定員は各80人。参加費無料。

□いずれも□

- 申込み/氏名、人数、住所、電話番号、希望する講座・見学会を記入し、ファクスまたは郵送で公益財団法人 向日市埋蔵文化財センター(☎931-3841、FAX931-4004、〒617-0004 向日市鶏冠井町上古23)へ。

見学会

第4回「秦氏の足跡をたずねて～松尾・太秦めぐり～」(健脚向き)

交通費は自己負担です。見学会のみの参加もできます。

●日時・集合場所/10月29日(土)、阪急嵐山線「松尾大社駅」に午前9時集合。JR山陰本線「花園駅」午後5時解散予定。小雨決行。雨天の場合は翌日に順延。

●コース/洛西用水円形分水→松室遺跡→月読神社→松尾大社→法輪寺→一ノ井堰→亀山公園(昼食)→仲野親王墓古墳→蛇塚古墳→広隆寺→蚕ノ社→双ヶ岡1号墳(約12km)

●定員/40人。定員になり次第締め切り。



「向日市歴まちPRロゴマーク」ぜひご活用を

事業所の活動や市民の皆様イベントなどで、ぜひ「向日市歴まちPRロゴマーク」をご利用ください。

●申込み/申請書をご記入いただき、広報・ふるさと創生課へ。申請書は窓口にあるほか、市ホームページ「申請書ダウンロード」からも印刷できます。窓口で申請書を記入される場合は、代表者の印鑑をご持参ください。

※申込みの際は「向日市歴まちPRロゴマークの使用に関する要領」をよくご覧ください。

※ロゴマークの一切の権利は市に帰属します。

※向日市歴まちPRロゴマークは、市のイメージアップを図ることを目的とするものであり、使用する方やそれらに係る商品の品質やサービス等の内容などを保証するものではありません。

☎広報・ふるさと創生課(内線240)



古都のむこう 魅力のふるさと

平成28年度 第2回

向日市地域公共交通会議を開催

●日時/7月6日(水)午前10時～

●場所/福祉会館

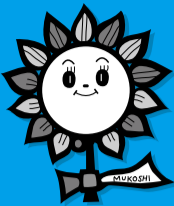
●内容/○前回会議の整理について
○運行ルートの検討方法について

※傍聴を希望される方は、会議開始10分前までに会場へお越しください。定員(10人)を超えた場合、抽選で傍聴者を決定します。

※傍聴者は会議での発言はできません。

☎防災安全課(内線265)

くらしの情報



市の催し・サービス情報

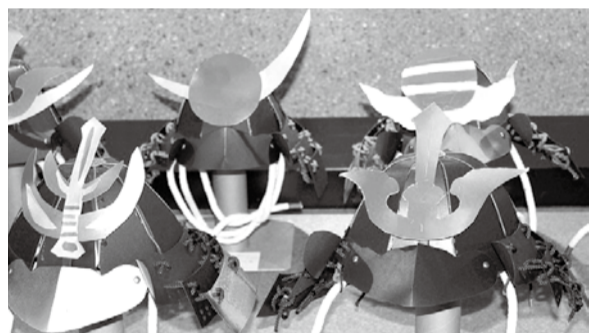
教室・文化・芸能などの催し、福祉・教育のサービスなど、市からのお知らせを中心に掲載しています。

- 向日市役所への電話でのお問い合わせは、☎931-1111(代表番号)にお掛けください。担当課におつなぎします。
- 向日市役所へのファクスはFAX922-6587、郵便物は「〒617-8665向日市役所」、電子メールはinfo@city.muko.lg.jpにお送りください。
- ※ファクス、郵便物、電子メールには、市役所のどの課(担当課名)宛てかをお書きください。
- 参加費などの記載がないものは、無料でご参加いただけます。
- ☎=お問い合わせ、HP=ホームページアドレス

催し情報

講座・教室

夏休み子ども歴史教室 かぶとを作って西岡衆を学ぶ



戦国時代の乙訓地域の様子や、西岡衆と呼ばれた武士たちの活躍、かぶとやよろいの変化について学び、武士たちが身に着けていたかぶとを丈夫な紙で作ります。自分だけのオリジナルのかぶとを作って、郷土を守った武士の気持ちを体感してみませんか。平成28年度京都府「文化を未来に伝える次世代育み事業」(地域文化)です。

- 日時/7月26日(火)、27日(水)いずれも午後1時30分~4時
- 場所/文化資料館
- 対象/向日市在住の小学4年生~中学3年生で、2日間とも参加できる方25人
- 参加費/500円(材料費、保険料)
- 持ち物/筆記用具、はさみ、木工用接着剤、絵の具セット(筆、パレット、筆洗など)
- 申込み/6月18日(土)午前10時から、直接、参加費を添えて文化資料館へ。定員になり次第締め切り。

☎文化資料館☎931-1182

平成28年度 ジュニア・リーダー養成講座

野外活動、実習などの体験学習や集団学習を通して、次世代のリーダーとして必要な知識、技術、コミュニケーション能力を楽しく習得します。

- 対象/向日市在住の小学5・6年生と中学生20人
- 開催予定/年7回程度(原則、土曜日または日曜日)
- 場所/向日市内の各施設(小学校など)
- 講師/子ども会指導者連絡協議会「大地」ほか
- 参加費/1人年1,500円
- 申込み/6月15日(水)~30日(木)の間に、参加費を添えて直接、教育委員会生涯学習課(土・日曜日を除く午前8時30分~午後5時)へ。定員になり次第締め切り。

※申込書や要項などは、生涯学習課に置いてあります。また、市ホームページ「申請書ダウンロード」から印刷もできます。

☎教育委員会生涯学習課(内線835)

作品募集

第20回向日市観光写真コンテスト

四季折々の表情を見せる向日市の魅力を表現した新鮮な写真作品を市内外から募集します。作品は、市の観光案内など向日市のPRに活用します。

- 募集期間/8月1日(月)~12月28日(水) ※12月28日の消印有効
- テーマ/向日市の「自然」「祭」「伝統行事」「食」「暮らし」「まちなみ」「史跡」「スポーツ」「風物」「イベント」「健康」などを題材にし、向日市の魅力を表現した作品
- 応募資格/アマチュアに限ります。

☎産業振興課 商工観光係(内線845)

つながり広場「卓球バレーを楽しもう！」

卓球バレーを楽しむことで、コミュニケーション力を養ったり、地域社会への参加意欲を高め、参加者のつながりづくりを応援します。



- 日時
 - 木曜日コース/7月7日(木)、21日(木)
 - 土曜日コース/7月16日(土)、30日(土)
 - いずれも午前10時~11時30分
- 場所/福祉会館
- 講師/柴田えみ子さん、川戸優さん、山本啓子さん、川蔦保夫さん(向日市卓球バレー指導者)
- 持ち物/上靴
- 申込み/電話で、向日市社会福祉協議会 地域福祉課(☎932-1961、土・日曜日を除く午前9時~午後5時)へ。

子育て

子育てセンター「うたサークル」

12月のクリスマス会に備えて、みんなで歌を楽しみませんか。経験や年齢は問いません。

- 日時/7月14日(木)午前10時~11時30分
- ※毎月1回の練習を予定しています。12月22日(木)のクリスマス会で発表します。
- 場所/福祉会館
- 対象/向日市在住で就園前の親子20組、子育てに関心のある方
- ※大人のみでの参加もできます。
- 申込み/6月15日(水)から電話で、子育てセンター「すこやか」(☎932-7830)、またはファミリーサポートセンター(☎932-7831)へ。

すこやか講座「心と体にやさしいリフレッシュダンス&体ほぐし」

- 日時/7月13日(水)午前10時~11時30分
- 場所/子育てセンター「すこやか」
- 講師/高木睦江さん(日本アメリカンダンス協会講師)
- 対象/向日市在住で、就学前のお子さんを育児している方25人
- 服装・持ち物/動きやすい服装、バスタオル、お茶
- 保育/1歳以上、要予約20人
- 申込み/6月15日(水)から電話で、子育てセンター「すこやか」(☎932-7830)へ。

子育て支援「ほっかほか」

- 日時/6月16日(木)、23日(木)いずれも午前10時~11時30分
- 場所/アスク向日保育園(物集女町森ノ下)
- 内容/園庭開放
- 対象/0歳~就学前の乳幼児とその保護者
- ☎アスク向日保育園☎935-5533

- 応募規定/カラープリントまたはモノクロプリント4ツ切(254mm×305mm)、ワイド4ツ切(254mm×366mm)の単体写真で、未発表の作品に限る。電子データでの応募は不可。
- 著作権/応募作品の著作権、使用权は向日市と向日市観光協会に帰属します。
- 応募方法/作品の題名、住所、電話番号、氏名、性別、年齢、写真愛好歴、本コンテスト入賞歴・応募歴、撮影年月日、撮影場所、原稿の種類を明記した用紙を作品の裏に貼り、郵送または直接、産業振興課へ。
- 応募点数/1人5点以内
- 発表/平成29年1月中旬、本人に通知するとともに「広報むこう」や観光協会ホームページに掲載予定
- 応募先/〒617-8665向日市産業振興課 商工観光係内「第20向日市観光写真コンテスト」係

子育て親育ち講座「赤ちゃんがきた！」

0歳児の赤ちゃんとお母さんが一緒に参加するプログラムです。グループワークを取り入れながら、参加者一人一人の育児方法を認め尊重し合う中で、育児の喜びや困りごと、親としての迷いなどを共有します。全4回の講座です。

- 日時/7月8日(金)、15日(金)、22日(金)、29日(金)、いずれも午前10時~正午(受付は9時45分)
- 場所/福祉会館
- 内容/ベビープログラムの実施(①子育て仲間をつくる ②子育てに必要な知識を学ぶ ③親子の絆づくり)
- 対象/2~6か月(平成28年1月9日~5月8日生まれ)児とその母親15組
- ※子どもは第1子に限ります。
- 申込み/6月29日(水)までに、向日市社会福祉協議会 地域福祉課(☎932-1961、土・日曜日を除く午前8時30分~午後5時)へ。定員になり次第締め切り。

子育てサポート「おひさま」

- 日程・内容/○6月25日(土) 触れ合い遊びと手づくり玩具(妊婦と0歳児の母親が対象)
- 7月2日(土)七夕の笹飾り作り
- いずれも午前10時~正午
- 場所/あひるが丘保育園(物集女町北ノ口)
- 申込み/開催日1週間前までに、電話、ファクスで、あひるが丘保育園(☎921-0005、FAX921-0040)へ。

図書

図書館の催し

■第19回 図書館リサイクル・デー■

保存年限の過ぎた雑誌などを市民の方に無料でお譲りします。申込み不要。品物がなくなり次第終了します。

- 日時/6月23日(木)午前10時~午後3時
- 対象/向日市在住・在勤・在学の方
- 対象資料/図書館の廃棄資料(主に平成24年度の月刊誌と廃棄の図書)
- 制限冊数/1人10冊まで
- ※持ち帰り用の袋・かばんをお持ちください。
- ※6月24日(金)~29日(水)までの間、残った資料の一部をロビーに置いてありますので、ご自由にお持ち帰りください。

■大人の朗読会■

午後のひととき、朗読の世界にひたってみませんか。当日、自由にご参加いただけます。

- 日時/6月26日(日)午後1時30分~3時

□いずれも□

- 場所/図書館
- ☎図書館☎931-1181

■ スポーツ

市民体育館の催し

■ トレーニング講習会

トレーニング室を利用するための講習会です。申込み時に、登録料(1,000円)と顔写真(3cm×2.5cm)が必要です。

●日時/○7月7日(木) 午前10時～11時

○7月13日(水) 午後7時～8時

○7月22日(金) 午後1時30分～2時30分

○7月30日(土) 午後1時30分～2時30分

●対象/18歳以上の方各日5人(30日のみ15人)

●服装・持ち物/動ける服装、上靴

●申込み/6月25日(土) 午前10時から、直接お申込みください。定員になり次第締め切り。

■ トレーニングアドバイスタイム

すでにトレーニング室登録証をお持ちの方に、トレーニングの方法や、器具の使い方などをアドバイスします。

●日時/○7月7日(木) 午前11時～正午

○7月22日(金) 午後2時30分～3時30分

○7月30日(土) 午後2時30分～3時30分

●服装・持ち物/動ける服装、上靴、登録証、トレーニング室利用料(300円)

■ ストレッチ&トレーニング講座

ウエーブしたストレッチリングを使って体をほぐしたり、軽い筋力トレーニングをして、姿勢の崩れや肩こり、腰痛を解消、軽減します。

●日時/7月12日(火) 午前10時～11時

●対象/18歳以上の方10人

●参加費/500円(当日收受)

●申込み/6月20日(月) 午前10時30分から、電話でお申込みください。定員になり次第締め切り。

■ 卓球クリニック

卓球の基本練習を指導員のもと行います。

●日時/7月14日(木) 午前9時30分～11時30分

●対象/18歳以上の卓球未経験者、初心者14人

●参加費/700円(当日收受)

●申込み/6月20日(月) 午前9時30分から、電話でお申込みください。定員になり次第締め切り。

■ 京都府民総合体育大会ソフトバレーボール競技向日市予選会

第39回京都府民総合体育大会市町村交流種目大会ソフトバレーボール競技に出場する選手選考会を兼ね、予選会をします。

●日時/7月24日(日) 午前9時(競技開始は午前9時50分)

●チーム構成/向日市在住・在勤の方で構成するチーム。人数や年齢など詳しくはお問い合わせください。

●募集数/成年の部、壮年の部、オープンの部(本気の部または和気あいあいの部) 合計36チーム。募集数になり次第締め切り。

●参加費/1チーム1,000円

●申込み/7月3日(日)までに、申込用紙に参加費を添え、チーム単位で直接お申込みください。

■ 京都府民総合体育大会ゴルフ競技向日市代表選手の選抜予選会

●日程/7月27日(水)

●場所/るり溪ゴルフクラブ

●募集数/交流の部(32人)、選抜の部(20人)。募集数になり次第締め切り。

●参加費/交流の部(1,500円)、選抜の部(500円)。プレー費などは自己負担。

●申込み/7月3日(日)までに、公益財団法人向日市スポーツ文化協会や向陽ゴルフセンターにある申込用紙をご提出ください。申込用紙は公益財団法人向日市スポーツ文化協会のホームページからダウンロードもできます。

□ いずれも(ゴルフ競技代表選抜予選会を除く) □

●場所/市民体育館

●申込み先/公益財団法人向日市スポーツ文化協会(市民体育館内、☎932-5011)

ゆめパレアむこう「ジャイロキネシス」

体が硬い方や高齢の方でも安心な、椅子に座ってのエクササイズです。

●日時/6月22日(水)、29日(水) 午後7時～8時10分、6月24日(金) 午後2時～3時30分

●場所/ゆめパレアむこう

●参加費/1回1,500円

●申込み/直接または電話で、ゆめパレアむこう(☎934-7770、休館日を除く午前9時～午後10時)へ。定員(水曜日は各14人、金曜日は12人)になり次第締め切り。

■ 文化・芸能

乙訓文化芸術祭「合唱フェア」出演団体募集

●日時/12月23日(祝) 午後0時30分開演(予定)

●場所/京都府長岡京記念文化会館

●対象/乙訓地域で1年以上活動している8人以上(指揮者、伴奏者は除く)のアマチュア合唱サークル・団体(小・中・高校での部活動は除く)30団体。録音した音楽や電源が必要な楽器の使用は不可。



●参加費/1団体5,500円

●主催/乙訓文化芸術祭実行委員会(公益財団法人京都府長岡京記念文化事業団内)

●後援/向日市、長岡京市、大山崎町各文化関係団体

●申込み/6月27日(月)～7月8日(金) 午後5時までに、申込用紙に必要事項を記入の上、直接「合唱フェア」推進委員会事務局(長岡京市教育委員会教育部文化・スポーツ振興室、☎955-9734、FAX955-3150)へ。申込用紙は、長岡京市教育委員会教育部文化・スポーツ振興室にあります。また、長岡京市ホームページからダウンロードもできます。応募多数の場合は、抽選。

※7月14日(木) 午後7時から、長岡京市役所北棟4階大会議室Aで第1回推進委員会を開催します。申込み団体の代表者は、必ずご出席ください。

サービス情報

■ 相談

障がい者相談員相談会

本市の障がい者相談員による相談会を実施します。生活における困り事やお悩みについてお聞きしますので、お気軽にご相談ください。

●日時/6月20日(月) 午後1時～3時

●場所/市役所本館 市民相談室

●対象/身体障がい者とその家族

※予約は必要ありません。

☎障がい者支援課(内線324、FAX932-0800)

身体障害者巡回相談

●日時/7月12日(火) 午後1時～3時

●場所/大山崎町保健センター

●診査科目/耳鼻科

●内容/補聴器等補装具などの相談

●持ち物/身体障害者手帳、現在使用されている補聴器などの補装具、印鑑

●主催/京都府家庭支援総合センター

●申込み/7月8日(金)までに、障がい者支援課(内線324、FAX932-0800)へ。

京都府がん総合相談支援センター出張相談

保健師または看護師が相談に応じます。

●日時/7月7日(木)、8月4日(木)、いずれも午後1時～3時30分

●場所/乙訓保健所

●申込み/電話で、前日午後4時までに、京都府がん総合相談支援センター(☎0120-078-394)へ。

※京都府がん総合相談支援センターでは通常相談(電話または対面)を平日(祝日、振替休日、年末年始を除く)の午前9時～正午、午後1時～4時に実施していますので、こちらをご利用ください。

国民年金保険料には免除制度があります

国民年金保険料の納付が困難な時には、免除制度があります(ただし、本人、配偶者、世帯主の所得審査があります)。平成28年度の免除の申請受付は7月1日(金)から始まります。保険料免除を希望される方は、年金手帳または納付書などの基礎年金番号がわかるものをお持ちの上、市民課 年金係で申請してください(代理申請は認印が必要です)。

また、免除申請は申請時点から過去2年1か月前の月分までさかのぼってできます。失業などにより、保険料を納付することが経済的に困難になったものの、免除申請を忘れていたために未納期間がある方は、市民課 年金係または京都西年金事務所へご相談ください。

■ 免除の対象となる所得(収入)の目安

	免除対象となる課税所得の目安 ※カッコ内は収入の目安			
	全額免除	4分の3免除 (4分の1納付)	半額免除 (2分の1納付)	4分の1免除 (4分の3納付)
4人世帯 (夫婦、子ども2人)	162万円 (257万円)	230万円 (354万円)	282万円 (420万円)	335万円 (486万円)
2人世帯 (夫婦のみ)	92万円 (157万円)	142万円 (229万円)	195万円 (304万円)	247万円 (376万円)
単身世帯	57万円 (122万円)	93万円 (158万円)	141万円 (227万円)	189万円 (296万円)

※この目安の2人世帯または4人世帯は夫婦どちらかに給与収入がある場合であり、部分免除(一部納付)の目安は一定額の社会保険料を納付していると仮定して算出しています。

※審査の結果、部分免除(一部納付)となった場合、これを納付しないと、その期間の免除が無効(未納と同じ)となり、受給資格の期間に参入されず、将来、老齢年金、遺族年金、障害年金などを受け取ることができなくなる場合があります。

☎市民課 年金係(内線216、246)、京都西年金事務所 ☎315-1829

子育て

幼稚園就園奨励費補助金制度

私立幼稚園に通う3、4、5歳児の保護者を対象とした補助金制度です(満3歳に達した幼児が途中入園した場合も対象となります)。

各幼稚園を通じて配布される「保育料等減免措置に関する調書」に必要事項を記入し、幼稚園に提出してください。

※幼稚園から調書の配布を受けていない方は、教育委員会 教育総務課(内線802)へご連絡ください。

福祉

交通事故などの第三者行為に遭われた方へ

介護保険や国民健康保険の被保険者が、交通事故などの第三者行為が原因で、介護サービスや治療を受けた場合、その費用は加害者である第三者が負担することが原則です。第三者行為に遭い、次の場合に該当する方は、必ず担当課に届出または連絡をお願いします。

要介護状態や要介護度が重度化した場合

介護保険の第1号被保険者の方が、交通事故などの第三者の不法行為によって、要介護状態となった場合や要介護度が重度化した場合は、必ず高齢介護課へ届出をお願いします。

国民健康保険を利用して治療を受けた場合

一時的に国民健康保険を利用して治療を受けることができます。

治療を受ける際は、必ず医療機関の窓口で交通事故などによる受診であることを伝え、すみやかに医療保険課までご連絡ください。

※加害者側から治療費を受け取ったり、示談を済ませたりすると、国民健康保険は使えなくなりますのでご注意ください。

☎高齢介護課(内線371)

医療保険課(内線326、332)

「くらしの資金(夏期)」貸し付け

疾病や失業などで一時的にお金のやりくりが困ったり、緊急に資金を必要とする方のために、「くらしの資金」の貸し付け相談を受け付けます。

- 受付期間/7月1日(金)～14日(木)午前9時～午後4時(土・日曜日を除く) ※要予約
- 貸付限度額/1世帯あたり10万円以内
- 申込み/電話で向日市社会福祉協議会 地域福祉課(☎932-1961)へ。

介護者支援金の支給

65歳以上で「要介護3・要介護4・要介護5」の高齢者を在宅で介護している方に、介護者支援金として年額3万円を支給します。



●対象者/次の要件をいずれも満たす方

- ①7月1日現在、高齢者、介護者とも向日市に住所を有する方
- ②介護保険の要介護状態区分が「要介護3・要介護4・要介護5」の65歳以上の高齢者を在宅で介護している主たる介護者

※ただし、次の場合は対象になりません。

- 7月1日に要介護高齢者が特別養護老人ホームなどに入所している場合
- 7月1日時点で要介護高齢者が病院または介護老人保健施設に引き続き3か月を超えて入院や入所している場合
- 7月1日以前の3か月間において、要介護高齢者が在宅介護を受けた期間が20日に満たない場合

●申請期間/7月1日(金)～15日(金)午前8時30分～正午、午後1時～5時15分(土・日曜日を除く)

●必要なもの/振込口座のわかるもの、介護保険の被保険者証

※ゆうちょ銀行の場合は、振込用の「店名・預金種目・口座番号」が必要です。

●支給予定日/8月31日(水)

☎高齢介護課 高齢者支援係(内線345)

人材募集

留守家庭児童会
夏休みアルバイト指導員募集

留守家庭児童会は、放課後や学校の長期休みに、共働きなどのため保護者が昼間家庭にいない子どもたちが過ごす場です。健康で子どもが好きな人を募集します。

●勤務日時/7月21日(木)～8月25日(木)午前8時～午後6時の間で4～8時間

※土・日曜日、祝日と8月15日、16日は除く。

●時間給/940円

●対象/高校卒業以上の、健康で子どもが好きな方

●勤務場所/留守家庭児童会の施設(市内各小学校)

●申込み/7月8日(金)までに、電話で教育委員会 生涯学習課(内線835)へ。

市民の情報掲示板



市民の皆様などから寄せられた情報を掲載しています。掲載については広報・ふるさと創生課(内線240)にお問い合わせください。
※参加費などの記載がないものは無料です。

「こころ」と「からだ」の変化をふり返ってみましょう

～生活機能チェックのご案内～

生活機能チェックとは、年を重ねることで生じる、心と体の変化やそれに伴う生活の変化を自分自身でふり返ることができるものです。

「最近、よくつまずくようになった」「食欲が低下した」などちょっとした体や生活の変化はありませんか。

「こころ」と「からだ」の生活機能チェックに答えて、自分に合った生活を考えてみましょう。

●対象/平成28年3月31日現在65歳以上の方(介護保険の要支援・要介護認定を受けている方を除く)

●内容/生活機能チェック(日常生活動作や運動機能などの25項目の質問表)に答え、医師の診察や血液検査、心電図検査などがどうかを判断します(無料)。

●実施方法/5月下旬に案内している「こころ」と「からだ」の生活機能チェック表に必要な事項を記入し、同封の返信用封筒(切手不要)で高齢介護課へ返送してください。

※「こころ」と「からだ」に変化がみられる方は、介護予防事業の案内をします。参加を希望された方には「生活機能検査受診票兼結果通知書」を郵送します。実施医療機関で心電図などの生活機能検査を受けてください(無料)。

●実施期間/「こころ」と「からだ」の生活機能チェック表を12月28日(水)までに返送してください。生活機能検査の実施期間は7月1日(金)から平成29年2月28日(火)までです。

☎高齢介護課(内線345)

スポーツ フレンドシップ協定連載 サンガ編

「不正はダメ」丁寧に説明を 池上コーチのスポーツ子育てコラム⑭

■不正が後を絶たないのはなぜ？

最近、不正をした人、あるいは不正疑惑がかかっている人が釈明に追われる様子をたびたびテレビで見ます。「悪いことをしてはいけない」「ズルをしてはいけない」ということは誰でもよくわかっています。にもかかわらず、なぜ不正が後を絶たないのでしょうか。

■感想に「間違い」なんてない

私が「サンガつながり隊」で小学校を訪れたとき、いつも最後に「今日はどうでしたか」と子どもたちに尋ねます。すると、たいていは誰も感想を言いません。続けて「どうして感想を言えないか教えてくれる？」と聞けば、「間違うのがイヤだから」「みんなの前でしゃべるのが恥ずかしいから」という理由を述べる子が大多数です。自分の感想を言うだけなのに「間違い」も何もありません。ある学校では、私の問いかけに「ぜんぜん楽しくなかった！」と答えた子がいました。私としてはそういった答えも大歓迎なのですが、その子は担任の先生に叱られたらしく、後になって泣きながら私のところに謝りに来ました。

■表面上取りつくろえれば…

昔と比べれば、子どもたちは日頃から評価されることが多くなりました。受験やテストはもちろんですが、他の人と違ったことをすると叩かれるのも、評価の一種です。先生に叱られた子などのケースは、悪くすれば、どうしても「みんなと同じようにしよう」「表面上うまく取りつくろっておこう」となってしまう。そして、やがては「バレなければOK」となるのかもしれない。

■大人社会のゆがみ、敏感に

また、子どもと一緒に赤信号の交差点を渡る人

☎京都サンガ F.C. ☎0774 - 55 - 7603

がいます。もしそのとき、子どもに「赤信号を渡ったらダメって先生が言ってたよ」と言われたらどうしますか？「車が来てないから大丈夫」とか「誰も見てないんだから」と答えますか？子どもは大人の社会のゆがみも敏感に感じ取ります。やはり、不正はいけないと、大人が丁寧に説明してあげてください。そして、もし子どもが何か不正をしたときは、「どうしてそんなことをしたの？」と聞いてあげましょう。そうすることで、ちゃんと自分で考えて適切な行動をとるようになると思うのです。



みんなで応援しよう 京都サンガF.C.

- 日時／①7月31日(日)午後6時～(セレッソ大阪)
②8月7日(日)午後7時～(東京ヴェルディ)
- 場所／西京極総合運動公園陸上競技場兼球技場(京都市右京区)
- 席種／SB自由席(満席の場合はホーム自由席)
- 対象／向日市在住の方各10組20人
- 応募方法／7月15日(金)必着。往復はがきで次のとおりお申込みください。はがき1枚につき2人までご招待。応募多数の場合は抽選。

↓往信用(表) ↓返信用(裏) …何も書かないでください

610-0102 向日市広輪2招待係	610-0102 向日市広輪2招待係	代表者の ○氏名(ふりがな) ○住所 ○電話番号 ○希望するいずれかの試合 ※1枚につき2人までご招待
返信 住所・氏名をお書きください。	↑返信用(表)	↑往信用(裏)

※当選の発表は入場券引換はがきの発送をもって代えさせていただきます。

消費生活トラブルにご用心



安価なエアコン洗浄を依頼後、 高価な別の作業も注文し後悔

相談事例

「3,000円でエアコンの洗浄をします」と電話があったので依頼した。作業終了後、担当者に「風呂の掃除が大変だ」と話すと、汚れ防止コーティングを勧められ、「1か月6,000円の支払い」と言われ、60回払いのクレジット契約をしたが、後でじっくり考えると総額36万円となり、高額で後悔している。

アドバイス

低価格であるから頼んだのに、作業終了後に高額な別契約をしてしまったという相談が寄せられています。追加の契約はその場では決めずに、作業内容や総額はいくらになるのかなどを確認し、本当に必要な契約かどうか検討しましょう。

特に業者が室内に入る場合は、断りにくい状況になりがちです。なるべく家族や周りの人に付き添ってもらい、一人で対応しないようにしましょう。

契約してしまってもクーリング・オフなどができる可能性があります。不安なときやお困りのときは消費生活センターにご相談ください。

■一人で悩まず消費生活センターへ■

悪質商法や訪問販売トラブルなど、消費生活についての疑問・苦情をお気軽にご相談ください。

●相談日時／いずれも祝日、振替休日を除きます。

○毎週月・水曜日、午前9時～正午、午後1時～4時

○毎週火・木・金曜日、午後1時～4時

●相談場所／相談室1(市役所本館1階)

☎消費生活センター専用電話 ☎931 - 8168

☎防災安全課(内線265)

向日神社は向日丘陵の先端に鎮座し、社伝によれば奈良時代の養老2(718)年の創建で、延喜式(927年成立)に「向日神社」と記載された古社。本殿は室町時代の応永25(1418)年に造営が始まり、同29年に上棟された三間社流造、檜皮葺の建物で、明治神宮のモデルになったといわれる。旧国宝だったが、昭和25(1950)年の文化財保護法の下で

特別編三
向日神社本殿、
日本書紀神代紀下巻
(重要文化財)向日町北山
長岡宮跡
(国指定史跡)
●鶏冠井町大極殿・祓所など



今に生きる古代の心

重要文化財になった。棟札には今の向日市域以外の七郷の人名が列記され、広い区域の鎮守であることを示している。本殿はもと南向きだったが、幕末の天保年間(1830～44年)の大改修の際、参道からまっすぐに見える東向きにされ、外側に覆屋が造られた。昨年、境内の13末社などが新たに国登録文化財に登録された(写真左)。神代紀下巻は南北朝ごろの写本。「六人部本」ともよばれ、由緒は不明だが、研究のためにも。

長岡京は延暦3(784)年から10年間、わが国の首都として栄え、長岡宮は内裏(皇居)、大極殿や朝堂院(議會)、2官8省の役所が置かれた重要な区画といわれる。昭和39年に史跡指定された大極殿・小安殿跡に続き、内裏内郭



市指定文化財を巡る

築地跡、朝堂院西第四堂跡、宝幢跡、閣門跡、朝堂院南門跡、朝堂院南面回廊跡が相次いで指定された。約1万4千平方メートルの宮跡は、多くを公有化している。公園化などの整備が進められている。(終わり)

「市民平和文集V」を作成しました

平成23～27年度の間、市民代表として広島市平和祈念式に参加された方から提出された感想文をとりまとめ、このほど「市民平和文集V」を作成しました。

文集は、市民代表の方が広島市平和祈念式に参加された感想や平和を願う想いがつづられています。

「市民平和文集V」は、市民参画課(市役所本館2階)の窓口や、各地区公民館・コミセンに置いてありますので、ぜひ手ににとってご覧ください。

☎市民参画課(内線250)



高齢ドライバーの交通安全②

先々の状況にも目配りし、流れの変化を先読みする

加齢に伴い、ブレーキのタイミングが遅れがちになります。

車間距離を十分にとり、速度を控えて前方の交通状況に目配りして、「危険を予測する」運転を心掛けましょう。



☎防災安全課(内線265)

